

制定 2007/3/3	大槻電気通信 (株)	環境 2-0004
改定 2009/9/1	廃棄物の取扱い	第1版
主管 環境管理委		1/4 ページ

廃棄物庫の投棄区分(変更)

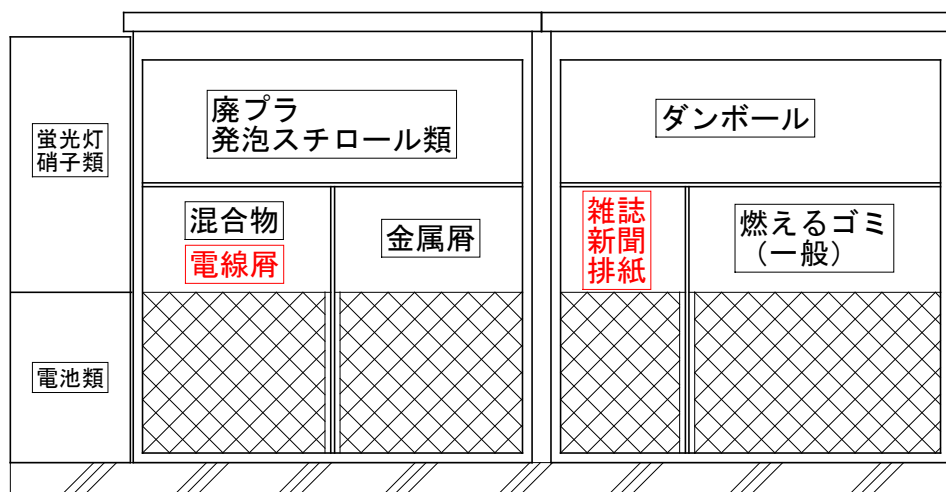
平成21年9月1日実施

廃棄場所		廃棄物	投棄方法・注意事項	取扱業者	MF
廃棄物庫(右側)	一般廃棄物	燃えるゴミ 事務所ゴミ 作業ゴミ 木類	専用ビニール袋に収納し、口を確り縛ること。 可燃物で屑的なもの(多少のビニール等) 木類は小物のみとし、まとめて縛ること。 ※(他のゴミと混ぜない)	橋本産業	無
		ダンボール類 有価物	金属類・スチロール類は取除き、紐で縛ること。	橋本産業 町内奉仕	無
		新聞 雑誌・広告類 排紙 有価物	専用紙袋に収納すること。 40cm位の束で、紐で十字に縛ること。 ※(FAX下に排紙箱設置)	橋本産業	無
廃棄物庫(左側)	産業廃棄物	配管材・支持材類 交換機類 受信機類 金物 ボックス類	長物は1m以内に切断すること。 廃棄場所に収納可能なもの。 ※金属比重が高い物	橋本産業	有
		プラスチック類 発泡スチロール類 ウレタン類 ビニール類 電線被覆類	ビニール袋にくずして入れること。 ある程度纏まった量 機器等の袋・養生ビニールで纏まったもの。 ※プラスチック等の比重が高い物	橋本産業	有
		通信機器類 OA機器類 弱電機器類 電気機器類 電線屑類 建築物類	小物は土嚢袋に収納のこと 建築物(天井・壁材等)等は一まとめとする。 (他の混合物と混ぜない) 電線屑	橋本産業	有※1

MF = マニフェスト発行の有無。

※1 金属又は廃プラに配分して産廃する。

注 電線類(有価物)は倉庫内指定場所とする。



廃棄物庫